様式第4号（第11条第2項関係）

平成　　年　　月　　日

殿

高等学校等就学支援金の支給再開申出書

高等学校等就学支援金の支給を再開することを申し出ます。

生徒	ふりがな			
	氏名	姓		名
	生年月日	昭和 平成	年	月　　日
	住所	都道 府県	市区 町村	
学校（※）	学校の名称		全日制　・　定時制　・　通信制　（高等学校・中等教育学校の場合）	
	学校の所在地	都道 府県	市区 町村	
	学校設置者の名称			
	復学日	平成　　年	月	日

（注）保護者による代筆も可能です。

※印の欄は，学校設置者において記入してください。　　※学校受付日　平成　　年　　月　　日

備考　この用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。

附　則

1　この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

2　第二条の規定による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の様式による書類は、平成二十四年四月三十日までの間は、これを使用することができる。

○農林水産省令第十六号

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の規定に基づき、水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「第十一条第一項第三号及び第四号の事業」の下に「並びに同項第五号の事業のうち法第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第三項から第五項までの事業」を「法第十一条第三項から第五項までの事業」に改め、「第八十七条第一項第三号及び第四号の事業」の下に「並びに同項第五号の事業のうち同条第三項各号に掲げるもの」を加え、「第九十三条第一項第一号及び第二号の事業」の下に「並びに同項第三号の事業のうち法第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第二項」を「法第九十三条第二項」に改め、「第九十七条第一項第一号及び第二号の事業」の下に「並びに同項第三号の事業のうち同条第二項各号に掲げるもの」を加える。

第八十五条第六号中「すべて」を「全て」に改め、同条第八号中「物品又は物件（以下「リース物品等」という。）」を「物件」に改め、「次に掲げる要件のいずれも満たす契約に基づいて、」を削り、「当該業務」を「法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務」に改め、同号イからハまでを削る。

第八十八条第二項第五号中「すべて」を「全て」に改め、同項第十六号中「リース物品等を」を「機械類その他の物件を」に改め、「次に掲げる要件のいずれも満たす契約に基づいて、」を削り、「当該業務」を「法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務」に改め、同号イからハまでを削る。

第百二十九条第一項第一号を次のように改める。

一　当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金の額（遡及適用（第百四十一条の二第三号に規定する遡及適用をいう。）又は誤謬（ごびゅう）の訂正（第百四十一条の五に規定する誤謬（ごびゅう）の訂正をいう。）をした場合にあっては、当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金の額及びこれに対する影響額）

第百二十九条第二項第二号中「前期繰越剰余金」を「当期首繰越剰余金」に改め、同項第四号中「前期繰越損失金」を「当期首繰越損失金」に改める。

第百三十条の見出し中「貸倒引当金繰入額」の下に「又は貸倒引当金戻入益」を加え、同条第二号中「特別利益」を「次に掲げる項目」に改め、同号に次のように加える。

イ　事業上の取引に基づいて発生した債権に係るもの　事業直接費又は事業外収益

ロ　事業上の取引以外の取引に基づいて発生した債権に係るもの　事業外費用又は事業外収益

第百三十八条中第十二号を第十六号とし、第三号から第十一号までを四号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の四号を加える。

三　会計方針の変更に関する注記

四　表示方法の変更に関する注記

五　会計上の見積りの変更に関する注記

六　誤謬（ごびゅう）の訂正に関する注記

第百四十一条第一項中「この条」を「第百四十一条の五まで」に改め、「並びに表示方法」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第五号」を「前項第五号」に、「及び引当」を「及び引当て」に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の四条を加える。